

死亡届を出された方へ

以下の手続きが必要ですので、担当窓口にお寄りください。

湖西市役所 令和3年6月現在

場所	制度名 (内容)	対象者	もちもの	担当課	電話番号 (053)	
湖西市役所	印鑑登録の返還	印鑑登録所持者が死亡した場合		市民課	576-4531	
	健康保険関係	75歳以上	後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合 【葬祭費等】	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 喪主名義の通帳 相続人代表者名義の通帳 相続人代表者の認印 喪主名の分かる葬儀関係書類 (会葬礼状、葬儀の領収書等) 	保険年金課 後期高齢者医療係	576-4530
		75歳未満	国民健康保険の加入者が死亡した場合 【葬祭費等】	<ul style="list-style-type: none"> 認印 国民健康保険被保険者証 喪主名義の通帳 	保険年金課 国保年金係	576-4585
			他の健康保険の加入者が死亡した場合	加入していた健康保険にお問合せください。		
その他	年金関係	厚生年金の受給(加入)者が死亡した場合	受給(加入)されていた年金の種類によって手続きの場所が変わります。	浜松西年金事務所【053-456-8511】にお問合せください。		
		共済年金の受給(加入)者が死亡した場合		各共済組合にお問合せください。		
湖西市役所	※他に加入している年金がある場合は、加入先にお問合せください。	国民年金のみ受給していた方が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 請求者のマイナンバー 戸籍謄本、通帳 	保険年金課 国保年金係	576-4585	
		議員年金受給者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 認印 年金証書 戸籍謄本など 	議会事務局 ※要電話確認	576-4791	
とぴあ浜松		農業者年金受給者が死亡した場合	とぴあ浜松農業協同組合湖西営農センター【053-578-2288】にお問合せください。			
湖西市役所	水道の利用者・所有者変更	水道の利用者、所有者が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請者と新所有者の認印 	水道課	576-4534	

場所	制度名 (内容)	対象者	もちもの	担当課	電話番号 (053)
湖西市役所	市税について ○使用者や所有者の名義変更 ○今後の納付についての相談 ・通知書等の送付先の変更 ・口座振替の口座の変更	市県民税・固定資産税・軽自動車税が賦課されている方が死亡した場合	市県民税	税務課 市民税係	576-1218
			固定資産税 ・ <u>固定資産税納税通知書</u>	税務課 資産税係	576-1217
			軽自動車税	税務課 収納係	576-4536
	市営住宅	市営住宅の入居者が死亡した場合	・ <u>死亡事項が記載された証明書(死亡届の写しまたは住民票の除票)</u>	建築住宅課	576-4549
湖西浄化センター	受益者負担金 (受益者変更)	受益者(納付者)が死亡した場合	・ <u>新・旧受益者の認印</u>	下水道課	574-2211
環境センター	くみ取り	くみ取りトイレの契約者が死亡した場合	担当課にお問合せください。	廃棄物対策課	577-1280
健康福祉センター(おぼと)	介護保険	介護保険被保険者証所持者が死亡した場合	・ <u>認印</u> ・ <u>介護保険の被保険者証</u> ・ <u>相続権のある方の通帳</u>	高齢者福祉課	576-1104
	児童手当・こども医療費助成	18歳未満の児童を監護していた方が死亡した場合	・ <u>認印</u> ・ <u>保護者名義の通帳と保険証</u> ・ <u>児童名義の通帳と保険証</u>	子ども家庭課	576-1813
	障害者手帳 身体・精神・療育	障害者手帳所持者が死亡した場合	・ <u>認印</u> ・ <u>障害者手帳</u>	地域福祉課	576-4532
	医療費助成 (重度障害者医療・自立支援医療)	医療費助成受給者が死亡した場合	・ <u>認印</u> ・ <u>受給者証</u> ・ <u>相続人通帳※重度障害者医療のみ</u>		
法務局	相続登記	土地・家屋の所有者が死亡した場合(共有の場合を含む)	<p>○税務課に市内司法書士一覧があります。直接お問い合わせの際にご利用ください。</p> <p>○無料相談(完全予約制・要事前問合せ)</p> <p>・静岡県司法書士会【054-289-3700】</p> <p>・湖西市社会福祉協議会【525-6667】(相談日・月1回)</p>		

※死亡届を出されてから、戸籍に死亡事項が記載されるまでには、日数がかかります。

◎他の担当窓口(担当課)でも、亡くなられた方によっては、手続きが必要となる場合がございますので、該当すると思われる場合は、ご確認ください。